

平成 27 年度再商品化実施委託単価について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
評議員会 資料
平成 26 年 12 月 16 日

● 「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込み量} \times \text{②再商品化事業者見込み委託単価} + \text{③協会経費}}{\text{④再商品化総費用} \div \text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込み見込み量}}$$

<平成 27 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込み量 (トン)	②再商品化事業者見込み委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≡ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込み見込み量 (トン)	⑥平成 27 年度再商品化実施委託単価 ≡ ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	115,000	4,800	92,976	644,976	149,000	4,400
	茶色	127,000	5,300	92,976	766,076	132,000	5,800
	その他色	128,000	6,900	92,976	976,176	104,000	9,400
PET ボトル		2,000	72,200	306,342	*896,949	280,000	3,300
紙製容器包装		6,250	6,500	392,878	433,503	35,670	13,000
プラスチック製容器包装		673,256	53,635	1,005,529	37,115,615	805,200	47,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込み委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。

*PET ボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 (144,400 千円)、協会経費 (306,342 千円) 租税公課 (1,398,000 千円: 予定納税額 830,000 千円 + 確定申告時調整額 568,000 千円) = 1,848,742 千円となりますが、平成 27 年度有償収入に関わる消費税相当額 (951,793 千円) を充当するため、実質的な負担費用は、896,949 千円となります。

(参考) 平成 26 年度再商品化実施委託単価について

<平成 26 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (対比用; 単価・金額共税抜で計算)

		①市町村からの引取り見込み量 (トン)	②再商品化事業者見込み委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≡ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込み見込み量 (トン)	⑥平成 26 年度再商品化実施委託単価 ≡ ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	114,000	4,444	83,498	590,114	145,000	4,074
	茶色	128,000	4,815	83,498	699,818	124,000	5,648
	その他色	125,000	6,389	83,498	882,123	110,000	8,056
PET ボトル		7,400	43,796	295,547	*284,837	270,000	1,389
紙製容器包装		6,250	6,481	376,853	417,359	33,730	12,963
プラスチック製容器包装		667,590	55,659	829,630	37,987,022	725,100	52,778

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込み委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。